

平成28年3月29日

【お知らせ】平成28年4月以降の診療報酬明細書等の対応について

3月28日に平成28年度改定に係る診療報酬明細書（レセプト）等の記載要領が厚生労働省の診療報酬改定サイトに掲載され、同日、レセプト記載に必要なコメントコードが診療情報提供サービスより公開されました（電子レセプト作成手引きは未公開）。

このことから3月24日に提供を行った診療報酬改定対応プログラムでは紙レセプト、レセ電データ、診療報酬請求書及び公費請求書の改定対応は含んでいません。

平成28年度改定の記載要領等に対応したプログラムについては平成28年4月下旬に改めてパッチプログラムの提供を行う予定としています。

平成28年4月以降診療分のレセプト、レセ電データ、及び診療報酬請求書・公費請求書については、必ずレセプト対応のパッチプログラムを適用した後に作成してください。

パッチプログラム提供予定日については今後のアナウンスをお待ちください。

4月下旬に提供予定のパッチを適用していない状態であっても平成28年4月以降診療分のレセプトを作成することは可能ですが、改定に対応していない記載（記録）内容となります。

4月下旬に提供予定のパッチプログラムが適用されていない状態で作成したレセプト等を誤って提出されることのないよう注意してください。